

○ 国立大学法人山梨大学公正研究推進室内規

制定	平成 27 年	3 月 27 日
改正	平成 28 年	3 月 29 日
	平成 31 年	3 月 15 日
	令和 6 年	3 月 25 日
	令和 7 年	10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程第 8 条第 2 項に基づき、国立大学法人山梨大学公正研究推進室（以下、「公正研究推進室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 公正研究推進室は、全学的な観点から研究活動の不正防止について具体的な対策を策定するとともに実施状況を把握し、公正な研究活動を推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 公正研究推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関すること。
- (2) 不正防止計画の実施状況を把握し最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて改善指導すること。
- (3) 内部監査部門と連携し、不正発生要因を把握し改善策を講ずること。
- (4) 文部科学省等配分機関からの調査・報告に関すること。
- (5) その他、公正な研究活動の推進に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 公正研究推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究インテグリティを担当する理事
 - (2) 財務を担当する理事
 - (3) 総務課長
 - (4) 研究推進課長
 - (5) 人事課長
 - (6) 会計課長
 - (7) 教育学域支援課長
 - (8) 医学域総務課長
 - (9) 医学域経理管理課長
 - (10) 工学域支援課長
 - (11) 生命環境学域支援課長
 - (12) その他、公正研究推進室が必要と認めた者
- 2 公正研究推進室に室長を置き、前項第 1 号の者をもって充てる。
- 3 室長は、公正研究推進室の業務を総括する。

(庶務)

第 5 条 公正研究推進室に関する庶務は、関係各課の協力を得て、学術研究部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、公正研究推進室長が定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

<改正記録>

- H28. 3. 29 研究推進・社会連携機構細則の改正に伴う改正
- H31. 3. 15 組織の拡充に伴う改正
- R 6. 3. 25 事務組織の改編に伴う改正
- R 7. 10. 1 担当理事の変更等に伴う改正